

航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第 5 管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正概要

○ GLS 進入の新設

GBAS（地上直接送信型衛星航法補強システム）は、GPS による精密進入を行うため、GPS 衛星の測位誤差や異常を監視し、地上に設置した送信装置から、測位誤差や GPS の信頼性に関する情報に加え、最終進入経路情報を VHF 帯の電波で直接航空機へ送信するシステムである。当該システムを使用した GLS (GBAS Landing System) 進入は、令和 2 年 7 月から東京国際空港において試行運用及び評価が行われてきた。今般、運用評価が完了し本運用を開始することに伴い、GLS 進入に係る規定を新設するとともに、関連規定について所要の改正を行う。

併せて、「最終進入コース」の定義の改正にあたり、計器進入方式のうち RNP 進入方式及び RNP AR 進入方式はフィックスへの直行指示によりレーダー誘導を終了する方式であることから、当該進入方式を適用する場合は、最終進入コースへの誘導を行わない旨を規定する。

○ IMC 下における VFR 飛行の許可にかかる省令改正に伴う関連規定の改正

計器飛行方式により航空機が飛行しなければならない気象状態 (IMC) 及び空域において、許可を受けて有視界飛行方式 (VFR) により航空機が飛行する場合の安全確保を目的として定められた航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 198 条の 4 及び第 198 条の 8 の基準等について、技術の進展に伴う新たな飛行形態に対応するため、令和 6 年 4 月 30 日付けで所要の改正が行われた。当該改正に伴い、関連する定義及び管制機関運用基準の改正を行う。

○ その他所要の改正（トランスポンダーに係る改正）

3. 今後のスケジュール

施行日：令和 7 年 1 月 23 日